

## 丹波篠山市簡易耐震診断推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市内に存する住宅（国、県、市及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、丹波篠山市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行う事業を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領（平成17年4月1日施行）第2条第4号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条第2号に規定する簡易耐震診断員で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所に所属する者（同法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断を行う場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士）をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下、階段等複数の住宅世帯が使用する共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁を接して、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び同法第49条に規定する理事をいう。

### (対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された住宅。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについては、この限りではない。
- (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの
- (3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの
  - ア 枠組壁工法
  - イ 丸太組工法
  - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）によ

る改正前の建築基準法第38条に規定する認定工法

(4) 原則として、建築基準法に適合しているもの

(事業の内容)

第4条 市長は、この要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等（以下「申込者」という。）から次条に規定する申込みを受けた場合は、予算の範囲内において、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

(申込みの手續)

第5条 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 第2条第7号に規定する管理者等が申込みをする場合 簡易耐震診断実施に関する証書（様式第1号の4）

(2) 長屋住宅の申込みをする場合 簡易耐震診断実施に関する同意書（様式第1号の5）

(3) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（様式第2号、様式第2号の2。以下「決定通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施要件不適合通知書（様式第3号、様式第3号の2）により当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第7条 市長は、前条第1項の規定により耐震診断の実施の決定を通知したときは、速やかに耐震診断技術者の派遣を公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターに依頼するものとする。

(申込みの取下げ)

第8条 申込者は、決定通知書を受けた後、事情により耐震診断の申込みの取下げをするときは、当該決定通知書を受けた日の翌日から15日以内に、簡易耐震診断実施決定辞退届（様式第4号、様式第4号の2、様式第4号の3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第7号に定める管理者等が届出する場合 簡易耐震診断実施決定

辞退の届出に関する証書（様式第4号の4）

(2) 長屋住宅の場合 簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書（様式第4号の5）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る実施決定はなかったものとみなす。

（耐震診断の実施）

第9条 第7条の規定による派遣の依頼を受けた耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、耐震診断技術者が耐震診断を実施した場合において、その対象となった住宅の規模、構造等が申込書に記載された内容と異なるときは、申込者負担金その他の決定通知書の内容を変更することができる。

（申込者の費用負担等）

第10条 申込者は、耐震診断技術者が現地で耐震診断を行った後、この事業の実施に要する経費の一部として、建物・構造の種別に応じて別表の申込者負担金の欄に定める額を市が発行する納付書により納付しなければならない。ただし、戸建て住宅で、木造のものについては、無料とする。

2 市長は、前項の負担金の納付を確認した後、耐震診断技術者からの診断結果を申込者に報告するものとする。

（耐震診断の取消し）

第11条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みその他の不正の行為により実施の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定を取り消したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施決定取消通知書（様式第5号、様式第5号の2）により当該申込者に通知するものとする。

（守秘義務等）

第12条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申込者に対し不必要な診断、設計又は工事を勧めること。

(2) 耐震診断の実施に当たり、業務の全部若しくは一部を他に委託し、又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

耐震診断経費 1棟当たり

建物・構造種別		耐震診断経費	申込者負担金	
戸建て住宅	木造	31,500円	3,150円	
	非木造	63,500円	6,350円	
長屋住宅	木造	63,500円	6,350円	
	RC造	1棟目	217,000円	21,700円
		2棟目以降	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	114,000円	11,400円
		2棟目以降	79,500円	7,950円
	共同住宅	木造	63,500円	6,350円
RC造		図面あり	217,000円	21,700円
		図面なし	321,000円	32,100円
		2棟目以降	155,000円	15,500円
鉄骨造		1棟目	114,000円	11,400円
		2棟目以降	79,500円	7,950円